

日本総合研究所／リサーチ・コンサルティング部門

マネジャー 上田 奈月
部長(サステナビリティ戦略担当) 瓜生 務

変化する経営環境

改訂版「コーポレートガバナンス・コード」及び「投資家と企業の対話ガイドライン」公表以降、日本企業の間でも、従来よりもサステナビリティ(持続可能性)経営に取り組み動きが加速している。最近本格的な取り組みに着手した企業にとっては、サステナビリティ経営の土台づくり(委員会構築、専任部署設置等)、長期ビジョン策定、重要課題(マテリアリティ)特定、目標・KPI(重要業績評価指標)設定、気候変動をはじめとする個別の重要テーマへの取り組み等々が、目下の短中期的なテーマとなっているのではない。

羅針盤

経緯と直近の動向

「いかにステークホルダーからの理解を得て企業価値向上を図っていくか」というポイントに対し、従来の企業は各種報告書やウェブサイト等でサステナビリティ情報の開示に努めてきた。日本国内においては、1990年代前半ごろに一部企業によって取り組まれた環境報告書の発行が、その歴史の一つといえる。

関係者)からの理解を得て企業価値向上を図っていくか②
長期的に持続可能な事業活動を行っていくために、どのような課題に戦略的に取り組み、企業体としてマネジメントを行っていくか――という点に集約されるであろう。

なお、前述の後者に関しては、今後3回に分けて、「カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)・気候変動」「人権」「生物多様性」等のサステナビリティ個別課題に焦点を当てつつ論じていくことしたい。

物流業界におけるサステナビリティ経営の在り方①

国内企業、取り組み加速

によるGRIスタンダード、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)によるSASBスタンダード、国際統合報告評議会(IIRC)によるIIRCフレームワーク、そして近年注目が集まっている世界経済フォーラムの国際ビジネス評議会(IBC)によるステークホルダー・キャピタリズム・メトリクス(ステークホルダー資本主義指標)等が代表例だ。

今後、当該基準による開示の在り方が基本とみなされるようになれば、企業にとっても本質的なサステナビリティ経営の在り方の追求に時間を割くことができるようになるのではないだろうか。

業を中心に、主にリスクマネジメントの観点から対応が進められてきた。昨年から今年にかけては、ウイグル強制労働防止法の成立(米国、21年12月)や、今夏策定予定の人権デューデリジェンスガイドラインに向けた検討(経済産業省)等の動きが注目されている。

こうした国際的な動向の一方、日本企業はどの程度サステナビリティ経営に取り組んでいるのだろうか。その一端を読み解くため、近年ホットトピックとなっている幾つかのサステナビリティ関連の課題が、有価証券報告書の中でどのように取り扱われているかを確認する。

近年、ホットトピックとなっているサステナビリティ関連の課題として、「TCFD」「人権」「生物多様性」の3点が挙げられる。これらのトピックの最新動向に関しては、本連載の次回以降において詳述するが、簡単に概要を紹介しておきたい。

利害関係者の理解力ギ

即応可能な体制構築

こうした現状の打破において期待されているのが、国際会計基準の策定を担うIFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による、サステナビリティ開示基準に関する二つの公開草案公表である。

「TCFD」は、G20(主要20カ国・地域)の要請を受け、金融安定理事会により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立されたタスクフォースで、気候変動に関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について企業に検討・情報開示を促すものである。改訂版コーポレートガバナンス・コードで、プライム市場上場会社において対応が必要となったことから、特に昨年以降、より多くの日本企業が取り組み・情報開示に着手した。

これと同様の動きが「生物多様性」の分野においても拡大しつつあり、3月には「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)」の試作版が発表されている。

「人権」に関しては、11年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」の成立以降、人権リスクが相対的に高いと言われている業種のグローバル企業を中心に、主にリスクマネ

前者はサステナビリティ関連リスク及び機会に関する全ての重要な情報を企業に要請しており、後者に関してはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の開示要求事項とは整合している。ポイントとなるのは、あくまで財務面に関連する意思決定に資する情報提供が要請される。

「TCFD」は、G20(主要20カ国・地域)の要請を受け、金融安定理事会により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立されたタスクフォースで、気候変動に関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について企業に検討・情報開示を促すものである。改訂版コーポレートガバナンス・コードで、プライム市場上場会社において対応が必要となったことから、特に昨年以降、より多くの日本企業が取り組み・情報開示に着手した。

これと同様の動きが「生物多様性」の分野においても拡大しつつあり、3月には「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)」の試作版が発表されている。

「人権」に関しては、11年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」の成立以降、人権リスクが相対的に高いと言われている業種のグローバル企業を中心に、主にリスクマネ

有価証券報告書においてサステナビリティ関連キーワードを掲載している企業数

	18年度	19年度	20年度	21年度
気候変動	183 (1)	284 (6)	630 (21)	990 (25)
TCFD	7 (0)	30 (0)	115 (2)	246 (7)
人権	221 (4)	250 (4)	319 (9)	481 (13)
生物多様性	44 (1)	49 (1)	66 (1)	120 (0)
サステナビリティ委員会	16 (0)	28 (0)	66 (1)	155 (3)

(注)カッコ内は物流事業者のみ

サステナビリティを含む非財務情報開示に関する統一国際基準はいまだに確立されていない。確かに、任意開示のフレームワークは一定数存在する。

GRI(グローバル・レポーター・イニシアチブ)

「TCFD」は、G20(主要20カ国・地域)の要請を受け、金融安定理事会により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立されたタスクフォースで、気候変動に関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について企業に検討・情報開示を促すものである。改訂版コーポレートガバナンス・コードで、プライム市場上場会社において対応が必要となったことから、特に昨年以降、より多くの日本企業が取り組み・情報開示に着手した。

これと同様の動きが「生物多様性」の分野においても拡大しつつあり、3月には「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)」の試作版が発表されている。

「人権」に関しては、11年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」の成立以降、人権リスクが相対的に高いと言われている業種のグローバル企業を中心に、主にリスクマネ

「土台」整備に余地
ここまで、サステナビリティ情報開示基準策定の動きとともに、物流事業者を含む日本企業の対外開示の動向を紹介した。様々な基準・ガイドラインが整備されつつある中で、物流事業者は、ある程度企業経営におけるサステナビリティへの取り組みを進めていくことが読み取れる。ただし、新しい課題への対応や、サステナビリティ経営を全社一丸となって推進するための「土台」の整備については、取り組みの余地が残されている可能性がある。

「有価証券報告書における記載なし」ということが、そのまま「取り組み未実施」や「完全な情報非開示」を意味するわけではない。しかしながら、これまでより短期的なサイクルで様々な社会課題が発現・注目されるようになっている現状においては、新たな課題が発現・注目されるようにな

うえだ・なつき 一橋大学国際公共政策大学院修了。大手コンサルティングファームを経て現職。一貫してサステナビリティ戦略・リスクマネジメント対応支援に従事。

うりゅう・つむ 東京大学大学院新領域創成科学研究科博士後期課程修了(環境学博士)。外資系コンサルティングファームを経て現職。一貫してサステナビリティ戦略・リスクマネジメント対応支援に従事。